

A 2. 0 4

色彩を構成要素としている商標の同一に関する取扱い

1. 基礎登録又は基礎出願に係る商標が色彩を構成要素としているときは、国際登録出願に係る商標も同一の構成・態様であって、色彩も同一に組み合わせられていなければならない。
2. 基礎登録又は基礎出願において商標の特徴として色彩について主張されているときは、国際登録出願にも同一の主張がされていなければならない。
また、基礎登録又は基礎出願において同主張がされていないが、国際登録出願において主張されているときは、基礎登録又は基礎出願における商標が、主張どおりの色彩であるか、又は色彩の組み合わせでなければならない。

〔説明〕

国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一については、厳格に解し、構成・態様が同一でなければならないものとする考え方（商標審査便覧A 2. 0 1 参照）は、色彩についても同様である。

したがって、基礎登録又は基礎出願に係る商標が色彩を組み合わせられているときは、国際登録出願に係る商標も同一の構成・態様であって、色彩も同一に組み合わせられていなければならない。

同様の考え方により、前記基礎登録又は基礎出願において、併せて商標の特徴として色彩についての主張がされているときは、国際登録出願にも同一の主張がされていなければならない。

また、基礎登録又は基礎出願において色彩についての主張がされていないが、国際登録出願においてその主張がされているときは、当該基礎登録又は基礎出願における商標が、主張どおりの色彩であるか、又は色彩の組み合わせでなければならない。

（注）商標の同一性と色彩の関係については、商第70条が、所定の場合において、各法文上の「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとするれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むことを定めているが、基礎登録又は基礎出願の商標と国際登録出願に係る商標の色彩のみが相違する場合は同条所定の場合にはあらず、同条の適用はない。

【備考】

<明治42年又は大正10年商標法に基づく「着色限定」されている登録商標を基礎とする場合>

例えば、大正10年商第1条第3項において「商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定

シテ登録ヲ受クルコトヲ得ル」(以下「着色限定」という。)と規定されており、その規定は、現在においても商標法第3条第3項の規定により有効である。

そこで、上記商標法に基づき願書に「着色限定」を主張して登録されている商標を国際登録出願する場合は、以下のとおりとする。

- ① 国際登録出願の願書第7欄「THE MARK」(商標)の(a)の欄に基礎登録に係る願書に記載されている商標を記載する。
- ② 願書第8欄「COLOR(S)CLAIMED」(色彩に係る主張)のボックスにチェックを記入する。
- ③ 「Color or combination of colors claimed」(主張に係る色彩又は組み合わせ)の欄に願書に記載されている色彩の名称のみを記載する。

記載例1【基礎登録の「着色限定」の記載】

「金箔色、金牌ト楓ノ輪郭、緑色、地面、・・・」

【願書への記載例】

「金箔色、緑色、・・・」

記載例2【基礎登録の「着色限定」の記載】

「商標見本ニ示ス通り」

【願書への記載例】

記載方法は、例1と同様に商標に施されている色彩を列挙する。

なお、黒一色に表されている商標であって、「着色限定」の主張をしているときも同様に記載する。

- ④ 「Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in th at color (as may be required by certain designated Contracting Parties)」(色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示(特定の指定締約国が求める場合))の欄には記載しなくてよい。